

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：松阪地区広域消防組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	72.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	45.6%
全職員	69.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
消防長相当職・次長相当職	—
課長相当職	—
課長補佐相当職	—
係長相当職	84.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	87.5%
11～15年	—
6～10年	106.1%
1～5年	87.8%

【説明欄】

【全職員の男女の給与の差異が大きい点について】

・任期の定めのない常勤職員については、職員数278人に対し女性職員数は9人しかおらず、更に大部分が若年層である為、必然的に給与水準は低くなり、男女の差異も大きくなります。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、職員数18人に対し女性職員は1人であり、男性職員の大部分が再任用職員であることに對し、女性職員は会計年度任用職員であることから、男女の差異も大きくなります。

【役職段階別の男女の給与の差異について】

・係長相当職に4名の女性職員がいるが、比較的若年層が多い為、男女の差異は大きくなります。

・令和5年度は、課長補佐相当職以上の段階に女性職員はいません。

【勤続年数別の男女の給与の差異について】

・女性職員が少ない為、勤続年数が近く比較的給与水準の高い男性職員がいる場合、男女の差異が大きくなります。

・逆に若年層では、女性職員の最終学歴や採用時の年齢によっては、勤続年数が近い男性職員より給与水準が高い場合もあり、こちらも女性職員が少ないことが影響していると考えられます。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。